●愛護動物を殺傷した場合 5年以下の懲役または 00万円以下の罰金

愛護動物を遺棄・虐待した場合 年以下の懲役または 00万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。 2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ず るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為 をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使 し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に 拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛 護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させるこ と、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病 にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ と、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体 が放置された施設であつて自己の管理するものにおい て飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者 は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100 万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から





環境省

長崎県 長崎市 長崎県警察

長崎市動物愛護管理センター 095-844-2961

大浦警察署

095-829-0110